

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1～71、72-は～ほ、73～103、106～112	5,787
長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）		
	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	104～105 72いろ	82
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	5-い～ち、6-ろ～へ・り・ぬ・よ、7-ぬ～よ、9-り、11-た、15-は～ほ、16-は～ほ、17-い～に、18-に～り、19-ろ～に、21-は・ぬ・る、23-ぬ～を、24-い・ろ・と・り、26-ほ～る、27-い～に、30-い・に・り・ぬ、31-い～ほ、32-ち・り・る・を、33-に～へ・ち・り・る～よ、34-い・ろ、35-ほ、44-ろ・に～ち、45-い、46-は、54-へ～り、55-ろ～と・る、56-い、61-に～ぬ、62-と～り、63-い～ち、64-い～ち、65-い・ろ、66-い～ほ、89-ぬ、90-い～ち、91-い～ほ・を、97-い～ぬ、98-い～に、100-い・は・に、107-り・ぬ、110-ろ～ぬ、111-い～はの内、富山県農林水産公社造林地	578
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 その他必要な事項

（1）施業実施協定の締結の促進対策

特定非営利法人等が緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的として設立された場合、活動状況を勘案して、促進に努めます。

- (2) その他
＜なし＞

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林組合等林業事業体への長期の施業や、森林の経営の委託への転換により、森林の経営規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）に対し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託について働きかけを推進するとともに、森林組合等林業事業体が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に努めることとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、契約を締結し、委任内容や費用負担等について明確にすることとします。

また、森林の施業等を受託する際には、事前に森林所有者に対し見積り等を提示し、費用負担について了解を得ることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

(2) 具体的の方針

- ① 経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成は、次のような森林について優先的に行うこととします。

- ・ 最後に行った間伐から 15 年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超えるおそれがある森林
 - ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ・ 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林
 - ・ 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）
- ② 経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。
- ③ 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

5 その他必要な事項
＜なし＞

第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者が多数を占め、不在村森林所有者が増加する中、当該森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等林業事業体への長期の施業の経営の委託や施業実施協定の締結に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同者」という。）は、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、施業は間伐を中心に可能な限り共同又は意欲ある森林組合等林業事業体への委託により実施することとします。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同者全員により実施することとします。
- ③ 共同者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同者が果たすべき責務を明らかにすることとします。
- ④ 共同者全員の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項
＜なし＞

第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準については、次のとおりとします。

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、傾斜が急峻な箇所、地質・土壌が脆弱な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、「小矢部市森林作業路網図」のとおりとします。

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、富山県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日 森政第 432 号）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については、次のとおりとします。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

開設／ 拡張	種 類	(区分)	字	路線名	[延長(m) 及び 箇所数]	[利用区 域面積 (ha)]	前半 5 力 年の 計画 箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道		松永	源氏ヶ峰	500m	33		15	
			小計	1	500m				
拡張	舗装		内山～臼谷	内山五郎丸	(1) 400m	89		1	
	(局部) 改良				(1) 100m				
〃	舗装		末友～臼谷	大谷	(7) 5,600m	153		2	
	(局部) 改良				(1) 100m				
〃	舗装		八講田～八伏	滝谷	(1) 2,300m	35		3	
	(局部) 改良				(1) 2,300m				
〃	(局 部) 改 良		五郎丸	寺谷	(1) 100m	25	○	4	
〃	舗装		北一	北一	(1) 1,100m	20		5	
〃	舗装			松根城	(1) 2,500m	36	○	6	
〃	(局部) 改良		嘉例谷～久利須	能越 1 号	(2) 200m	638		7	
〃	〃		嘉例谷	三国山	(1) 100m	31		8	
〃	〃		了輪～名ヶ滝	了輪名ヶ滝	(2) 100m	75		9	
〃	〃		末友	浅ヶ谷	(1) 100m	57		10	
〃	〃		五郎丸	中谷	(1) 100m	13		11	
〃	〃		二ノ滝～久利須	大山	(1) 100m	96		12	

//	//		横谷～上野本	横谷上野本	(1) 1,900m	83		13	
//	//		五郎丸	栢山	(1) 100m	37	○	14	
//	//		松永	源氏ヶ峰	(1) 100m	33	○	15	
//	//		清原～田川	牧場北廻り	(1) 100m	151		16	
//	(幅員) 改良		名ヶ滝～荒間	菅沼	(1) 2,600m	87	○	17	
//	//		戸久	烏ヶ谷	(2) 100m	20		18	
//	//		杉谷内	東谷内	(2) 100m	29		19	
//	//		峯坪野	北山	(2) 100m	20		20	
//	//		安楽寺	安楽寺	(2) 100m	30		21	
//	//		北一	蟹池2号	(2) 100m	18		22	
//	//		北一	蟹池	(2) 100m	47		23	
//	//		松尾	穴田	(2) 100m	4		24	
//	//		田川	六郎谷	(2) 100m	32		25	
//	//		上野本	上野本	(2) 100m	16		26	
//	//		矢波～了輪	矢波了輪	(2) 100m	65		27	
//	//		安楽寺～松永	安楽寺塔ノ 橋	(2) 100m	134		28	
//	//		松永	源氏ヶ峯	(2) 100m	33		15	
			小計	29	(50) 21,200m				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

（２）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、富山県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日森政第 541 号）に則り開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場等の木材集積場や、機械の保管庫等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設、その他森林の整備のために必要な施設の整備計画については、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

第8項 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、県などの情報共有に努め、必要に応じて就職相談会の開催や就業体験等実施することとします。

また、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組むこととします。

また、間伐や路網整備の支援などを通じて、林業事業体の経営体質強化に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進に関しては、本市の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図ることとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とする路網密度の水準と作業システムを目安として、林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標については、次のとおりです。

作業の種類		現状(参考)	計画(目標)
伐倒 造材 集材	緩傾斜地 (0° ～15°)	㍿刈-、小型集材機、 車両系作業システム	車両系作業システム
	中傾斜地 (15° ～30°)	㍿刈-、小型集材機、 車両系作業システム	車両系作業システム 架線系作業システム
	急傾斜地 (30° ～35°)	㍿刈-、小型集材機、 車両系作業システム	車両系作業システム 架線系作業システム
	急峻地 (35° ～)	㍿刈-、小型集材機	架線系作業システム
造林 保育 等	地拵、下刈	刈払機、人力	

- (車両系作業システム) チェンソー、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ
 (架線系作業システム) チェンソー、スイングヤーダ、タワーヤーダ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画については、次のとおりです。

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木材等加工							
製材工場	津沢		1	津沢		1	
製材工場	蓑輪		2	蓑輪		2	
製材工場	浅地		3	浅地		3	
製材工場	末友		4	末友		4	
製材工場	五郎丸		5	五郎丸		5	
製材工場	五郎丸		6	五郎丸		6	
製材工場	小神		7	小神		7	
製材工場	水落		8	水落		8	
製材工場	五社		9	五社		9	
製材工場	石王丸		10	石王丸		10	
製材工場	西福町		11	西福町		11	
特用林産物							
しいたけ生産施設	鷺島		1	鷺島		1	
しいたけ生産施設	新西		2	新西		2	
木炭生産施設	久利須		3	久利須		3	
山菜生産施設	松尾		4	松尾		4	

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたＵＪＩターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

第3章 森林の保護に関する事項

第1項 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、次の基準等に沿って、別表 3 のとおりとします。

区域の基準
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンシカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として設定する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとします。その際、対象鳥獣をニホンシカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
_____	_____	_____
_____	_____	_____

2 その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2項 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

森林病虫害等の被害対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

また、松くい虫防除対策、カシノナガキクイムシ防除対策については、次のとおりとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

松くい虫防除対策	
防除方法	対 象 松 林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林。
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林。
衛 生 伐	被害程度が微害～中害の松林。（伐倒駆除との重複は不可）

カシノナガキクイムシ防除対策	
防除方法	対 象 森 林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等。
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）

第1項の1に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策等を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。

また、クマ剥ぎ被害対策、ニホンジカ被害対策について、次のとおりとします。

クマ剥ぎ被害対策	
防除方法	対 象 森 林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林。 （1 施業地の面積が0.1ha 以上）
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林。

ニホンジカ被害対策	
防除方法	対 象 森 林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林。 （1 施業地の面積が0.1ha 以上）
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合には、「小矢部市火入れに関する条例」に定める火入れ許可申請を市長に行い、許可後に火入れを実施することとします。また、あらかじめ必要

な防火設備を整え、火入れをしようとする森林又は土地に接近している立竹木の所有者又は管理者の了承を得ることとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風雪害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次のとおりとします。

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

林業行政に関わる県、市及び森林組合の職員のほか、地域住民や森林ボランティア等の協力も得ながら、森林病虫害、獣害等による被害、山火事等の早期発見に努めることとします。

第4章 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林については、次のとおりとします。

森林の所在		森林の林種別面積						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

第5章 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域、森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域については、次のとおりとします。

区域名	林 班	区域面積(ha)
東蟹谷・藪波・北蟹谷	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38	2,250
南谷・埴生	39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74	1,912
宮島・子撫	75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、	1,720

区域名	林 班	区域面積(ha)
	104、105、106、107、108、109、110、111、112	

(2) その他

森林所有者等が森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項について適切に計画することとします。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

- ①第2章第2項の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。
- ②第2章第4項の1の公益的機能別施業森林の整備に関する事項。
- ③第2章第5項の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第2章第6項の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。
- ④第3章の森林の保護に関する事項。

2 生活環境の整備に関する事項

ＵＪＩターン者などが地域に安住するために必要な生活環境施設の整備計画については、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
里山生活体験施設	戸 久		1	

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

小矢部市産木材を使用して住宅を新築、増改築、修繕又は模様替えをされる方を対象に補助金を交付する「おやべの木活用促進事業」の推進に努めます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画について、次のとおりとします。

施設の 種類	現状		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
倶利伽羅 県定公園	埴生	休憩所、遊歩道 便所 面積 758ha	埴生	休憩所、遊歩道 便所 面積 758ha	1
城山 メルハンの森 森林浴の森	城山	休憩所、遊歩道 便所 面積 45ha	城山	休憩所、遊歩道 便所 面積 45ha	2
倶利伽羅 史跡の森 森林浴の森	埴生	休憩所、遊歩道 便所 面積 376ha	埴生	休憩所、遊歩道 便所 面積 376ha	3

5 住民参加による森林整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取組に関する事項
第1章第3項の2のとおりとします。

- (2) 上下流連携による取組に関する事項
森林や林業とのふれあいの機会となる地域行事等を通じた山村地域と市街地の住民の交流を促進することにより、市民の理解を深め、林業活動に対する社会支援の必要性についての意識を高めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理意向調査等の年度別事業計画

番号	地区名	事業内容	R6	R7	R8	R9	R10
1	東蟹谷・北蟹谷・藪波 林班：1～38	意向調査		○	○		
		経営管理集積計画					
		経営管理実施権配分 計画					
		市町村経営管理事業			○		

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

番号	地区名	作業種	面積(ha)	備考
1	東蟹谷・北蟹谷・藪波	間伐・広葉樹整備	—	

7 その他必要な事項

本市においては、平成23年7月1日付けで「小矢部市公共建築物等木材等利用推進方針」を定めており、これに基づき公共建築物の木造化等を推進することとします。

また、宅地造成及び盛土等規制法（盛土規制法）に基づく安全対策について、盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、県と連携して災害の未然防止に努めます。

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年 次	総 数			0 ～ 1 4 歳			1 5 ～ 6 4 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成 17 年	33,529	16,162	17,367	4,064	2,147	1,917	20,564	10,384	10,180
	平成 22 年	32,067	15,442	16,625	3,669	1,876	1,793	18,981	9,651	9,330
	平成 27 年	30,399	14,602	15,797	3,319	1,700	1,619	16,681	8,439	8,242
	令和 2 年	28,983	13,991	14,992	2,940	1,514	1,426	15,086	7,667	7,419
構成比 (%)	平成 17 年	100.0	48.2	51.8	12.1	6.4	5.7	61.3	31.0	30.3
	平成 22 年	100.0	48.2	51.8	11.5	5.9	5.6	59.2	30.1	29.1
	平成 27 年	100.0	48.0	52.0	10.9	5.6	5.3	54.9	27.8	27.1
	令和 2 年	100.0	48.3	51.7	9.9	5.0	4.9	52.1	26.5	25.6

	年 次	6 5 歳以上		
		計	男	女
実数 (人)	平成 17 年	8,901	3,631	5,270
	平成 22 年	9,934	3,894	5,500
	平成 27 年	10,386	4,454	5,932
	令和 2 年	10,817	4,724	6,093
構成比 (%)	平成 17 年	26.5	10.8	15.7
	平成 22 年	29.3	12.1	17.2
	平成 27 年	34.2	14.7	19.5
	令和 2 年	37.3	16.3	21.0

- ・国勢調査による。
- ・総数は年齢不詳者を含んでいるため内訳の合計とは一致しない。

② 産業別部門別就業者数等

	年 次	総数	第 1 次 産 業				第 2 次産業		第 3 次 産 業
			農 業	林 業	漁 業	小 計		うち木材 木製品製 造業	
実 数 (人)	平成 17 年	17,809	918	13	1	932	7,260		9,592
	平成 22 年	16,301	702	31	2	735	6,068		9,274
	平成 27 年	15,812	754	32	1	787	5,517		9,433
	令和 2 年	15,124	656	29	0	685	5,096		9,077
構 成 比 (%)	平成 17 年	99.9	5.2	0.1	0.0	5.2	40.8		53.9
	平成 22 年	98.6	4.3	0.2	0.0	4.5	37.2		56.9
	平成 27 年	99.5	4.8	0.2	0.0	5.0	34.9		59.7
	令和 2 年	97.1	4.3	0.2	0.0	4.5	33.7		60.0

- ・国勢調査による。
- ・総数は、分類不能の産業を含む。

(2) 土 地 利 用

	年 次	総 地 面 積	耕 地 面 積							草 地 面 積	林 野 面 積			そ の 他 面 積
			計	田	畑	樹 園 地			計		森林	原 野		
						果 樹	茶 園	桑 園						
実 数 (ha)	平成 12 年	13,411	3,691	3,640	100	15	15	-	-	-	5,922	-	3,704	
	平成 22 年	13,411	3,383	3,275	99	8	8	-	-	-	5,910		4,118	
	平成 27 年	13,407	3,393	3,296	86	12	12	-	-	-	5,913		4,101	
	令和 2 年	13,407	3,268	3,188	70	10	10	-	-	-	5,916		4,223	
構 成 比 (%)	令和 2 年	100	24.3	23.8	0.5	0	0	-	-	-	44.1	-	31.6	

- ・世界農林業センサス(2020)による。
- ・耕地面積は、経営耕地面積を指す。
- ・畑は、牧草専用地を除く。
- ・樹園地は、その他の樹園地を含む。

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	
総数		5,910	100.0	5,882	2,949	2,751	50.1
国有林	計	28	0.5	8	8	0	29.6
	林野庁所管	－	－	－	－	－	－
	その他省庁	28	0.5	8	8	0	29.6
公有林	計	107	1.8	96	41	55	37.3
	都道府県有林	37	0.6	27	22	5	57.9
	市町村有林	70	1.2	69	19	50	26.4
	財産区有林	－	－	－	－	－	－
私有林	計	5,782	97.7	5,621	2,912	2,709	50.4
	公社所有林	702	11.9	703	675	28	96.0
	森林総研有林	295	5.0	293	278	15	94.2
	その他有林	4,778	80.8	4,625	1,959	2,666	40.9

・総面積及び総数は、令和３年度富山県森林・林業統計書による。

② 民有林の齢級別面積

(単位: h a、令和4年3月現在)

	総 数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林計	5,910	30	25	98	43	50	92	195	216	244	394	4,523
人工林計	2,946	5	8	29	35	49	92	195	216	244	383	1,708
タヤマスキ [※]	1,184	1	3	2	2	1	17	65	184	236	355	319
ホ [※] カスキ [※]	1,603	1	4	7	11	30	65	126	30	8	19	1,301
ヒノキ	48	1		1	1	10	8	3	2		1	21
カラマツ	9										0	9
マツ	29										8	20
クスギ [※]	34			0	0	3						31
他	70	3	1	19	20	5	2	1	0	0	0	19
天然林計	2,762	26	18	69	8	1	0	0			10	2,631
(備考)												

森林簿（確定年度 2021 年度）による。（民有林の総数は、その他も含む。）

③ 保有山林面積規模別林家数

面 積 規 模	林家数				
0 ～ 3 h a	—	1 0 ～ 2 0 h a	2	5 0 ～ 1 0 0 h a	—
3 ～ 5 h a	1	2 0 ～ 3 0 h a	—	1 0 0 ～ 5 0 0 h a	—
5 ～ 1 0 h a	2	3 0 ～ 5 0 h a	—		
・世界農林業センサス（2020）による。				総 数	5

④ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	70	94.8	
うち林業専用道	1	1.7	

(注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成 23 年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、林業専用道として計上することができる。

・令和 3 年度富山県森林・林業統計書による。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	203	180	

(注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、森林作業道として計上することができる。

・令和3年度富山県森林・林業統計書による。

(5) 計画期間において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齢 級	森林の所在
タテヤマスギ	5～18	1-い～は・へ・と・り、2-い～に、3-は、4-へ、5-い～り、 6-い～よ、7-い・ろ・に・へ・と・り～よ、8-い～ほ・と・ち、 9-い・に・と・り、10-ろ～と、11-い～は・ほ～を・か～た、 12-い～り、13-い～は・へ・ち～ぬ・を、14-は～へ、 15-い・は～へ、16-い・は～ぬ、17-い～に・へ～ち、 18-い～ぬ・を・わ、19-い～に・へ・と、20-ろ～ぬ、 21-い～る、22-に・と、23-い～ち・ぬ～を、 24-い・ろ・に・へ・と・り、25-い・ろ・に・ほ・ぬ、 26-い・ほ～を、27-い～り、28-い・は・ほ～と、29-ほ、 30-い・ろ・に・ほ・ち～ぬ、31-い～ほ・ぬ・る、32-い～を、 33-い～よ、34-い・ろ・に～と・り・ぬ、35-い～り、 36-い～ち、37-い～ち、38-い・ろ・ほ～り、39-に、 40-ろ～を、41-い～る、42-い～ち、43-は・へ・ち・り、 44-い・ろ・に～ち、45-い・と、46-は、47-ろ・ほ・へ、 48-い・は・に・と・ち・り、49-ち、50-ろ～ほ、 51-い・に・ほ・と・ち、52-は～へ・る、53-ろ・に・と・ち・を、 54-に・へ・と・ち・り、55-い～ち・ぬ・る、 56-い～は・ほ・と・ち・ぬ・る、57-い～に・り・る・を、 58-ち・ぬ・る、59-い～に・と・ち～ぬ、60-い・は・り、 61-ろ・に～ぬ、62-い・に～り、63-ろ～ち、64-い～へ・と、 65-は・に・へ・ち・り、66-ろ～ほ・る・わ・か、 67-い・ろ・と・ち、68-ほ・と・ち・り・を、69-い・に・ほ・と、 70-い・ろ・る、72-は・ほ、73-ろ～に・へ・と、74-と、 75-は・ち、76-と・を、78-い・へ、79-い・に・へ・と、80-は・に、 81-ろ、83-ほ、84-に、85-ほ、89-ぬ、90-い～へ、91-い・ろ、 92-ろ～へ・ち・ぬ、93-ろ・ほ・へ・と・ち、94-は・る、 95-に～へ、96-い～ほ・る、97-へ・り、98-と・ち、99-は・ち、 100-ほ・ち・ぬ、101-い、102-と、103-ろ～へ、 104-い～は・と、105-い・に・ほ・へ、106-ほ・へ・り、 107-は・り・ぬ、108-い～へ、109-い～と、110-ろ～ぬ、 111-い～に、112-ろ・へ、999-い
ボカスギ	5～14	1-い～る・わ・か、2-い～に、3-は・へ～ち、4-い～へ、 5-い～と・り、6-い～は・り～よ、7-い～ち・ぬ～た、 8-い～り、9-い～ぬ、10-い～ほ・ち・り、11-へ～ぬ・を～た、 12-い～り、13-い～は・ほ～を、14-い～へ、15-い～へ、 16-い・ろ・ち、17-は～ち、18-い～は・ほ・り～わ、 19-い～と、20-は・に・ほ・と～り、21-い～ほ・と・り～る、 22-い～と、23-い～を、24-い～ぬ、25-い～ぬ、26-い～を、 27-い～と、28-い～る、29-い～は・ほ・へ、30-は～ち、

		31-い・は・ほ～ぬ、32-い～を、33-い～よ、34-い～ぬ、 35-い～り、36-い～ち、37-い～ち、38-ろ・へ・ち・ぬ、 39-ろ～に・ち～ぬ、40-い～を、41-い・は～る、42-い～ち、 43-い～り、44-い～ほ・と・ち、45-に～へ・り、46-い～ち、 47-い～へ、48-い～り、49-い～り、50-い・ろ・に、 51-い～ち、52-い～を、53-い～わ、54-い～り、55-い～る、 56-い～る、57-い・は～わ、58-い～わ、59-い～を、 60-い～り、61-い・ろ・に・ほ・り・ぬ、62-い～ち、 63-い・は・に、64-い・に・ほ・と～ぬ、65-い～り、66-い～か、 67-い～る、68-い～よ、69-い～り、70-い～る、71-い～ち、 72-い～ほ、73-い～と、74-い～る、75-い～り、76-い～ぬ、 77-い～り、78-い～る、79-い～ち、80-い～り、81-い～ち、 82-い～り、83-い～を、84-い～に・へ・と・り・ぬ、 85-い～り、86-は・に・と・ち・り、87-い・ち・ぬ、 88-ろ・は・へ・と、89-い～り、90-と・ち、91-い～を、 92-い～ぬ、93-い～り、94-い・は～る、95-い・に・ほ・へ・ち、 96-い・は・に・へ・る、97-い～ぬ、98-い～り、99-い～ぬ、 100-い～ぬ、101-い～へ、102-い～ち、103-い～り、 104-い～と、105-い～ち、106-い～り、107-い～ち・ぬ、 108-い～に、109-ろ～と、110-ぬ、111-は～ほ、112-い～へ、 999-い
ヒノキ	5～22	1-い・ろ・へ、2-い・は・に、3-と・ち、4-い・は・に・へ、 5-い・は・に・へ・り、6-ろ、7-い・わ・よ・た、8-い・ろ・へ・ち、 9-は・に・へ・と、13-と、14-は・へ、15-は・に・へ、16-ろ、 17-に・ほ・へ・ち、18-い、19-い・と、20-と、21-と・ぬ・る、 22-は・ほ・と、23-と、24-は～ほ・ち、25-に～へ・ち・ぬ、 26-い・ほ・を、27-い・ほ・へ、29-ほ、30-は・ほ・へ・り、 31-ろ・は・ほ～と・ぬ～を、32-い・は・ほ・り、 33-は・に・ち・か、34-へ・り、35-ろ～に・へ・り、 36-い～ほ・と、37-ろ・は・ほ・ち、38-へ、40-ほ～と・り、 41-は・へ・ち・り・る、42-ろ～ほ・と、43-ほ・と、45-い、 46-い・は、47-い・へ、49-い・ろ、51-ほ、52-り、54-ほ、 55-い・ぬ、56-ろ・は・へ～ぬ、57-へ・ち・ぬ・る・わ、 58-ろ～へ・ぬ、59-ろ・に・ほ・へ・る・を、60-ろ、61-い・と、 64-ほ・と、65-に・ち・り、66-に・ち・る、67-い・に・と・ち、 68-に・へ～ち・わ、69-い・ち・り、70-ち・ぬ・る、 71-い・ろ・に・ほ・と、72-に、73-ろ～と、74-ほ・へ・ち、 75-り、76-は・に・ほ、77-に・ほ、78-い・ほ～と・ぬ・る、 79-い～ち、80-へ、81-い～は・へ～ち、82-は・へ・と、83-い、 84-は・に、86-り、88-へ・り、89-い・に、91-い・に・ほ・を、 92-い・に・と・ち、93-へ、94-と・ち・る、95-に、96-ほ、 98-ろ・に・へ・と、99-へ・ち、100-ろ・は・へ・ち、101-へ、 103-い～ち、104-い、107-ち、108-ろ、112-は・ほ・へ
カラマツ	5～16	1-ろ、7-へ・り、10-へ、11-い～は、27-へ、28-に・へ・ぬ、 37-い、42-い、52-ち、53-り、54-ろ・に・り、56-ろ・へ、66-り、 67-へ・る、68-ろ・へ・と・り、69-ろ、73-ろ、75-ち、77-は・と、 89-ほ、94-る、97-に、99-り

注：齢級は、5 齢級から樹種ごとに定める標準伐期齢の 2 倍の林齢の齢級までとする。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位:百万円)

総 生 産 額 (A)		106,119
内 訳	第1次産業	6,149
	うち 林業(B)	139
	第2次産業	49,673
	うち木材・木製品製造業(C)	
	第3次産業	50,297
(B+C) / A		%

・平成2年度小矢部市民所得推計書による。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	134	4,948	1,772,587
うち木材・木製品製造業(B)	4	48	18,475
B / A	3.0%	1.0%	1.0%

・製造業には林業を含まない。

・平成28年工業統計調査による。(従業者数4人以上の事業所に限る。)

(7) 林業関係の就業状況

区 分	組合・事業者 数	従 業 者 数		備 考
			うち作業員	
森林組合	1	95	60	富山県西部 森林組合
生産森林組合				
素材生産業	1	4		
製材業	9	—		
合 計	11	99	60	

(8) 林業機械等設置状況

区 分		小矢部市					備 考
		会社	森林組合	個人	その他	計	
高性能 林業機械	スキッド						索引式集材車両
	プロセッサ						
	フォワーダ		9			9	積載式集材車両
	グラブ		3			3	
	スイングヤード		6			6	簡易架線集材
	ハーベスタ		6			6	
	フェローバンチャ		1			1	
在来型 林業機械	集材機	2				2	
	チェンソー	6	27			33	
	刈払機		28			28	
	クレーン	1	1			2	

・令和4年度林業機械の保有状況調査による。

・富山県西部森林組合は県西部（砺波市・南砺市・高岡市・氷見市・小矢部市・射水市）の数値であり、市毎の数値ではない。

(9) 林産物の生産概況

	素 材 (m ³)	チップ (m ³)	苗 木 (千本)	しいたけ(kg)		クリ (kg)	木炭 (kg)
				生	乾		
生 産 量	1,437	3,579		133,355			×

・令和4年度特用林産物統計調査等による。

※「×」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

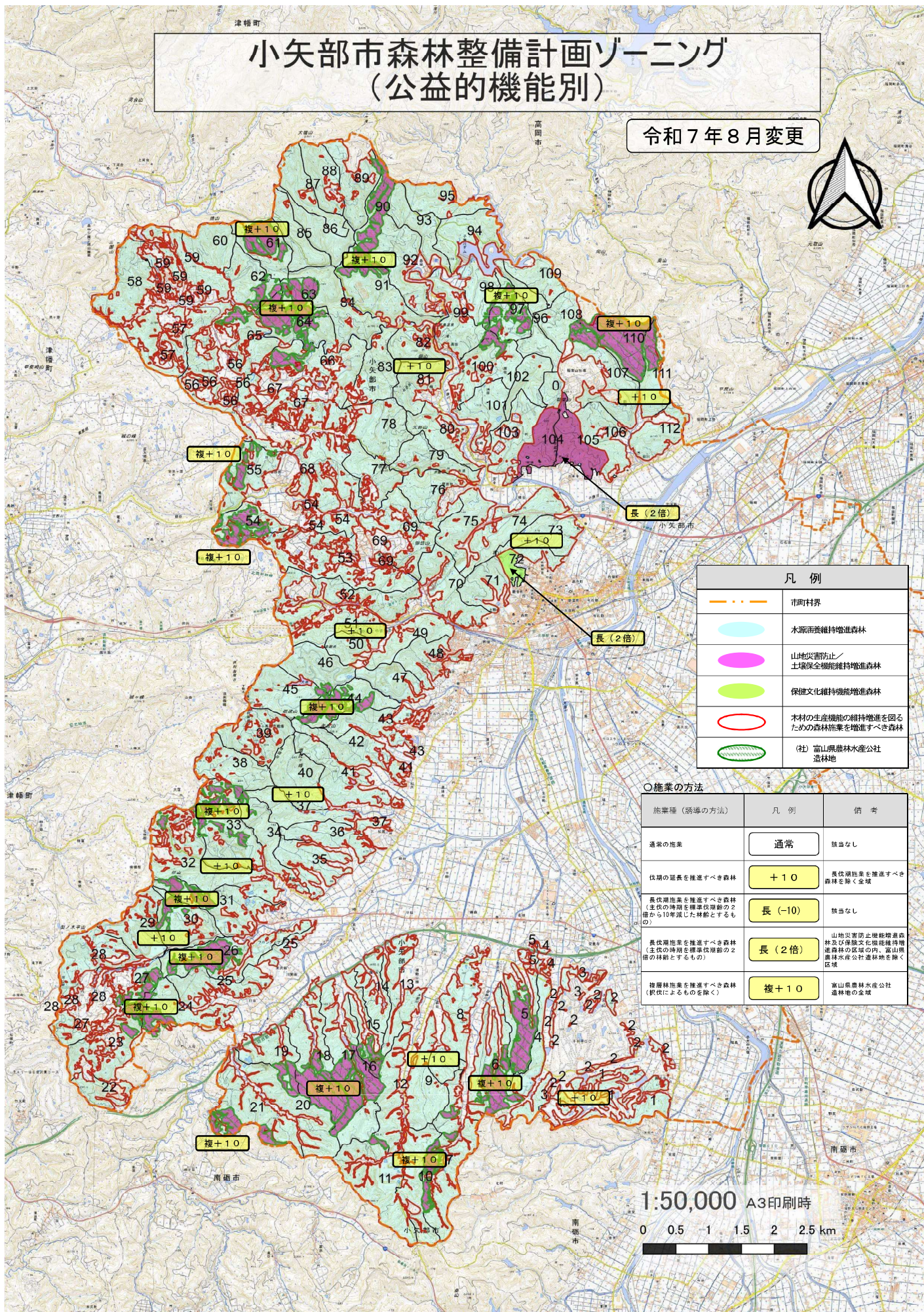
(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在（地区名）	林班	小班	面積(ha)	経営管理実施権 設定の有無
1	東蟹谷・北蟹谷・藪波	1	イ	0.45	無

(11) その他必要なもの
<なし>

小矢部市森林整備計画ゾーニング (公益的機能別)

令和7年8月変更



凡 例	
	市町村界
	水源涵養維持増進森林
	山地災害防止／ 土壌保全機能維持増進森林
	保健文化維持機能増進森林
	木材の生産機能の維持増進を図る ための森林施策を増進すべき森林
	(社) 富山県農林水産公社 造林地

〇施策の方法

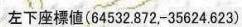
施策種 (誘導の方法)	凡 例	備 考
通常の施策	通常	該当なし
伐期の延長を推進すべき森林	複+10	長伐期施策を推進すべき森林を除外
長伐期施策を推進すべき森林 (主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年遅じた林齢とするもの)	長 (-10)	該当なし
長伐期施策を推進すべき森林 (主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの)	長 (2倍)	山地災害防止機能増進森林及び保健文化機能維持増進森林の区域の内、富山県農林水産公社造林地を除く区域
複層林施策を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	複+10	富山県農林水産公社造林地の全域

1:50,000 A3印刷時

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km



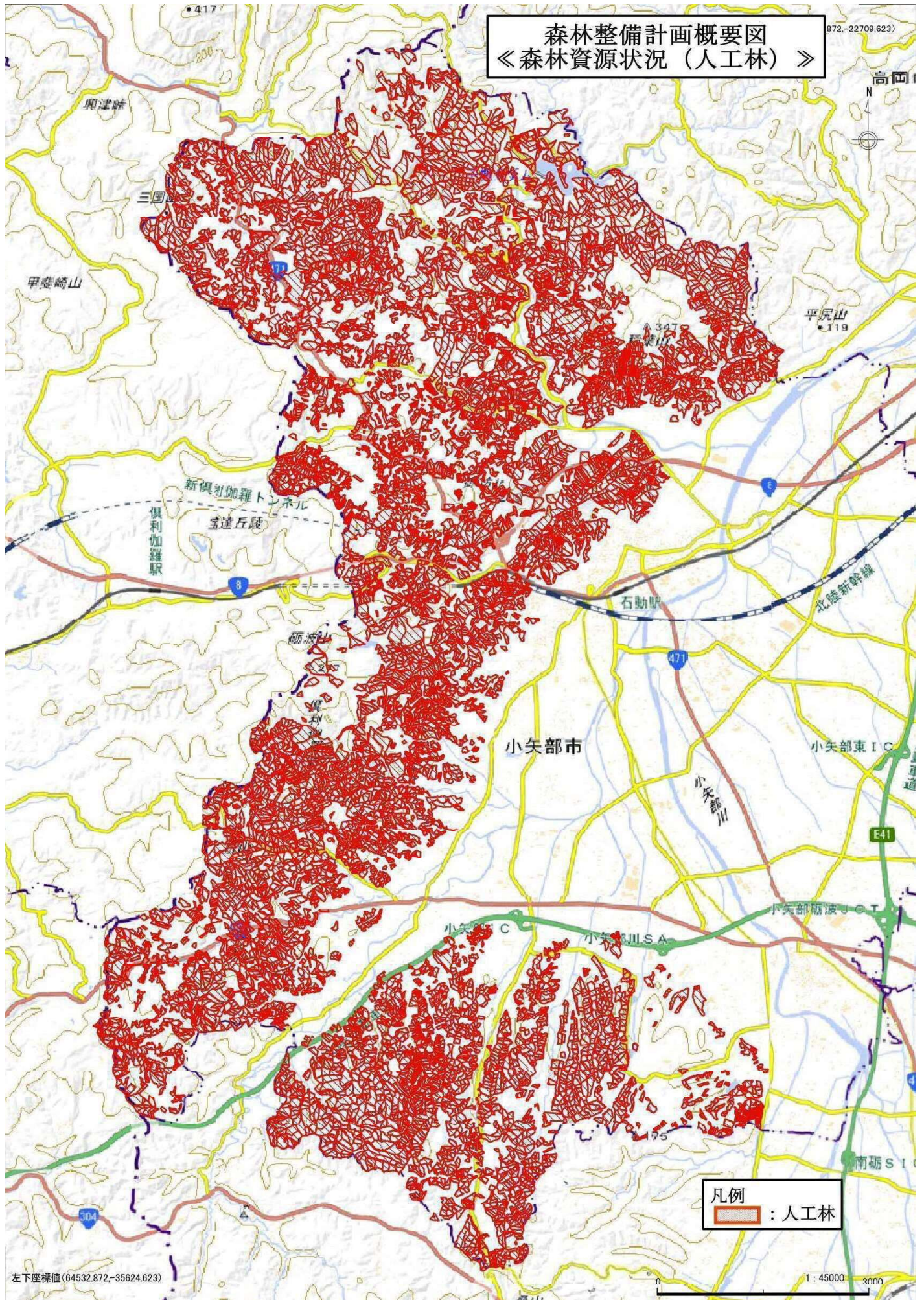
872,-22709.623)



1 : 45000 3000

森林整備計画概要図
《森林資源状況（人工林）》

872-22709.623)

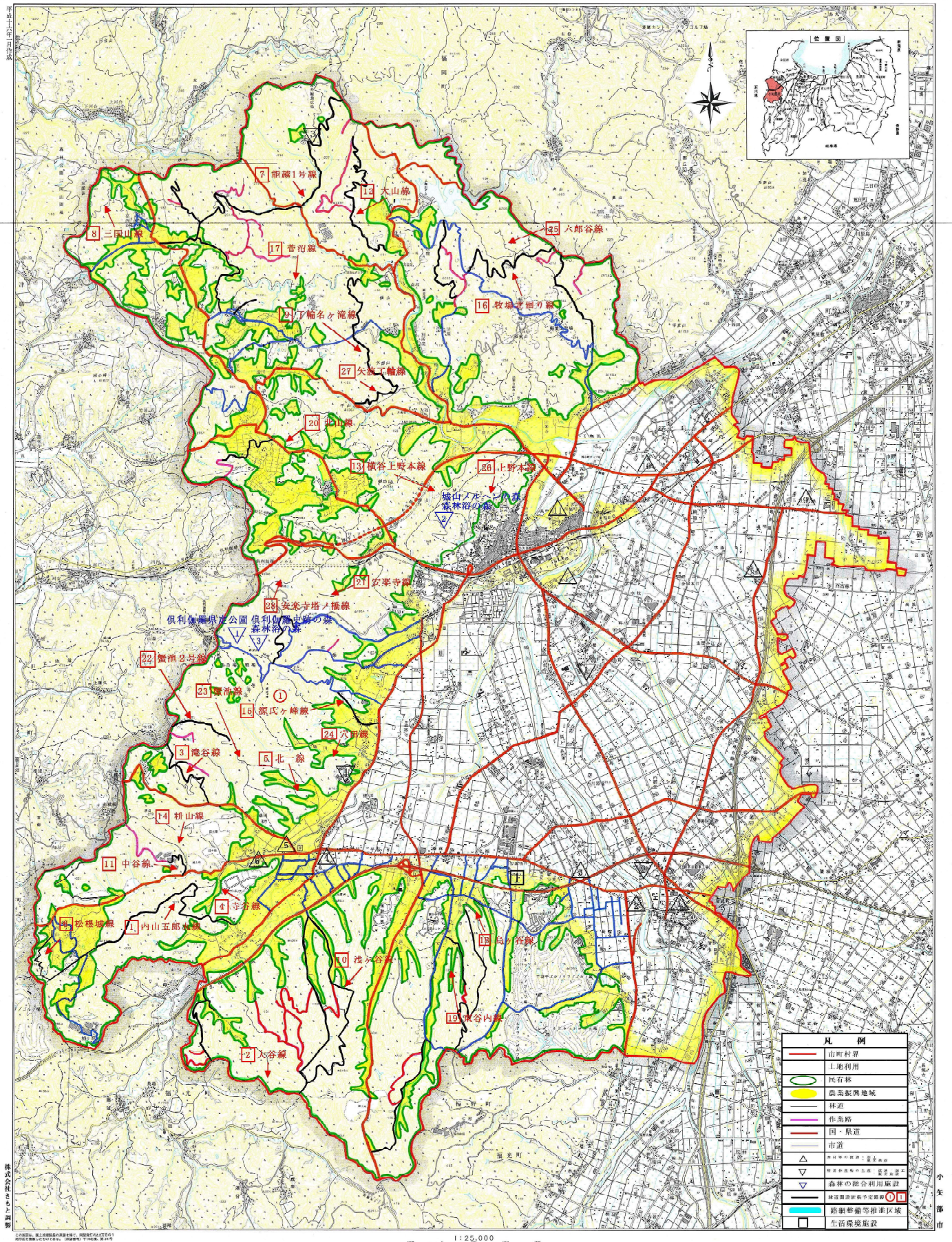


凡例
人工林

左下座標値(64532.872-35624.623)

1:45000 3000

小矢部市森林作業路網図



小矢部市森林整備計画 森林経営計画区域設定図



宮島・子撫区域
(75～112林班)

南谷・埴生区域
(39～74林班)

東蟹谷・藪波・北蟹谷区域
(1～38林班)

1:50,000 (A3印刷時)

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

